

四日市市告示第322号

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市機構集積協力金交付要綱(平成29年四日市市告示第73号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者等)</p> <p>第3条 協力金の交付対象者は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 地域集積協力金 実施要綱別記2の第5の1に定める地域</p> <p>(2) 集約化奨励金 実施要綱別記2の第6の1に定める地域</p> <p>2 協力金の交付要件は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地域集積協力金 実施要綱別記2の第5の3に定める要件</p> <p>(2) 集約化奨励金 実施要綱別記2の第6の2に定める要件</p> <p>3 協力金の交付額は、次のとおりとする。ただし、<u>実施要綱別記2の第10の3</u>の(1)の規定に基づき、三重県が配分基準を定めた場合には、その交付額とする。</p>	<p>(交付対象者等)</p> <p>第3条 協力金の交付対象者は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 地域集積協力金 実施要綱別記3の第5の1に定める地域</p> <p>(2) 集約化奨励金 実施要綱別記3の第6の1に定める地域</p> <p><u>(3) 経営転換協力金 実施要綱別記3の第7の1に定める者</u></p> <p>2 協力金の交付要件は、次の各号に掲げる協力金の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地域集積協力金 実施要綱別記3の第5の3に定める要件</p> <p>(2) 集約化奨励金 実施要綱別記3の第6の2に定める要件</p> <p><u>(3) 経営転換協力金 実施要綱別記2—1第6の2に定める要件</u></p> <p>3 協力金の交付額は、次のとおりとする。ただし、<u>実施要綱別記3の第11の5</u>の(1)の規定に基づき、三重県が配分基準を定めた場合には、その交付額とする。</p>

(1) 地域集積協力金 実施要綱別記2の第5の4に定める額

(2) 集約化奨励金 実施要綱別記2の第6の3に定める額

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、四日市市機構集積協力金（地域集積協力金・集約化奨励金）交付申請書（第1号様式）を作成し、必要となる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(協力金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する協力金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当であると認めた場合は、協力金の交付を決定し、四日市市機構集積協力金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 地域集積協力金 実施要綱別記3の第5の3に定める額

(2) 集約化奨励金 実施要綱別記3の第6の3に定める額

(3) 経営転換協力金 実施要綱別記3の第7の3に定める額

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる協力金の区分に応じて当該各号に定める交付申請書を作成し、必要となる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市機構集積協力金（地域集積協力金・集約化奨励金）交付申請書（第1号様式）

(2) 経営転換協力金

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者 四日市市機構集積協力金（経営転換協力金）交付申請書（第2号様式）

イ リタイヤする農業者又は農地の相続人 四日市市機構集積協力金（経営転換協力金）交付申請書（第3号様式）

(協力金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する協力金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当であると認めた場合は、協力金の交付を決定し、四日市市機構集積協力金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して30日を経過するまでの間に、四日市市機構集積協力金実績報告書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、申請者から実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき協力金の額を確定し、四日市市機構集積協力金交付金額確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 申請者は、前項に規定する協力金の額の確定の通知があったときは、四日市市機構集積協力金交付請求書(第5号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第8条 申請者が、実施要綱別記2の第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、市長は速やかに協力金の返還の請求を行うものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して30日を経過するまでの間に、四日市市機構集積協力金実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、申請者から実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき協力金の額を確定し、四日市市機構集積協力金交付金額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

第8条 申請者は、前条に規定する協力金の額の確定の通知があったときは、四日市市機構集積協力金交付請求書(第7号様式)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第9条 申請者が、実施要綱別記3の第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、市長は速やかに協力金の返還の請求を行うものとする。

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所  
氏 名

年度四日市市機構集積協力金（地域集積協力金・集約化奨励金）交付申請書

年度において、機構集積協力金の交付を受けたいので、四日市市機構集積協力金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請金額 金 円

2 添付書類

（1） 機構集積協力金交付事業実施計画

第2号様式及び第3号様式を削り、第4号様式を次のように改める。

住 所  
氏 名

年度四日市市機構集積協力金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市機構集積協力金については、四日市市四日市市機構集積協力金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の対象となる事業

3 補助金等の交付条件

- (1) 補助金等に関する法令、規則及び要領等に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。



第5号様式から第7号様式までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)